

## 第2章 桑名市・多度町・長島町合併協議会設置までの経過

### 1 桑名地区周辺都市研究会

平成11年の合併特例法の改正により、全国各地で市町村合併に向けた動きが活発になり、三重県においても、全国的な流れに呼応するように、平成13年5月に知事を本部長とする「市町村合併支援本部」を設置し、合併推進を明確に打ち出すとともに、技術的・財政的支援制度を準備しました。

このような時代背景のもと、桑名・員弁広域連合を組織する1市8町（現2市2町）に員弁川流域に位置し、歴史的・文化的にも日常生活圏を一体とする三重郡朝日町及び川越町にも参加を呼びかけ、平成13年6月5日に「桑名地区周辺都市研究会」を設置しました。

この研究会は、「将来にわたり地域が全体として、より良い行政サービスを提供する」ための自治体経営について、議論を深めることを趣旨としたものです。

#### 桑名地区周辺都市研究会設置要綱（抜粋）

##### （設置）

第1条 桑名市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町、朝日町及び川越町は、効率的な自治体の規模と、経済的な行政サービスのあり方について調査・研究を行うため、桑名地区周辺都市研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

##### （所掌事項）

第2条 研究会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 効率的な自治体の規模と、経済的な行政サービスについての調査・研究
- (2) 合併の効果と課題についての調査・研究
- (3) 住民への情報提供と、住民の意向聴取
- (4) その他目的達成に必要な事項

##### 附 則

この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

このため、合併の必要性に関する職員及び議員の意識の醸成と住民啓発に資する研修会を2度にわたり開催するとともに、合併に関する考え方を把握するための「議員及び職員アンケート」を実施しましたが、より実現性の高い、具体的な合併協議に向けて、平成14年2月4日、発展的に解散しました。

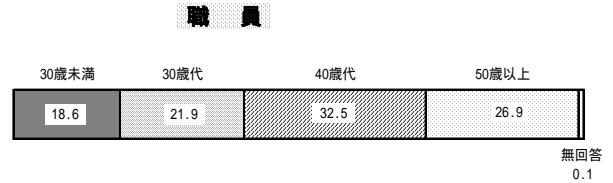
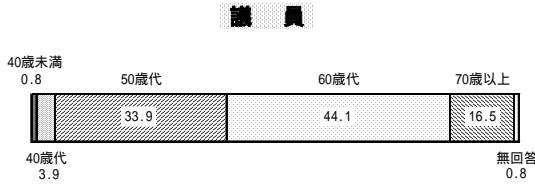
## 議員及び職員アンケート結果の概要

1. アンケート配付及び回収期間 平成13年9月下旬～10月15日

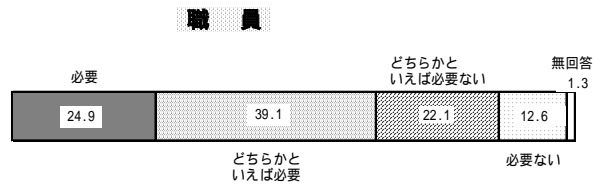
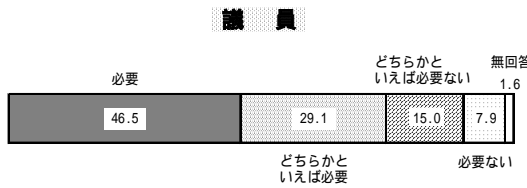
2. アンケート配付と回収状況

	配付数	回収数	回収率
議員	182	127	69.8
職員	2,585	2,361	91.3

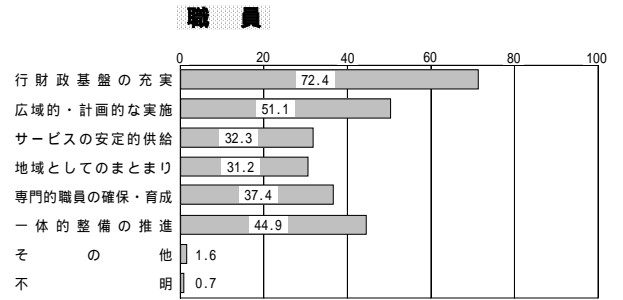
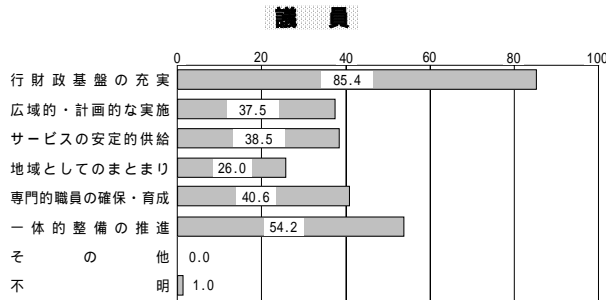
【設問 1】 あなたの性別、年齢等について(属性)



【設問 2】 あなたは市町村合併をする必要があると思いますか。



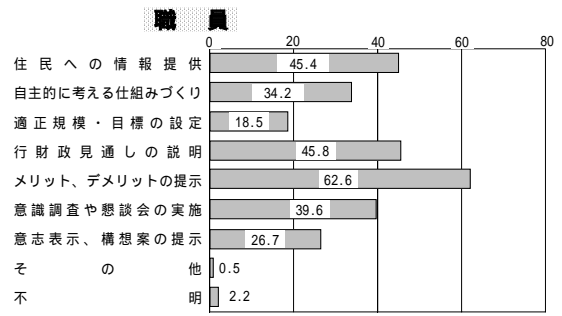
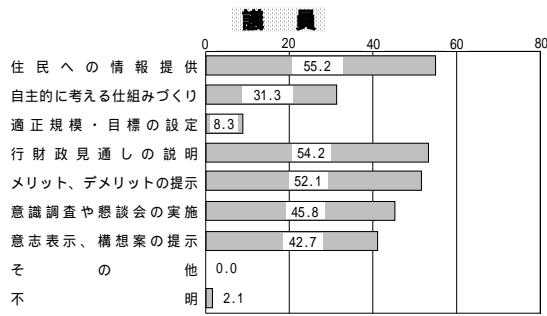
【設問 2 - 1】 合併が「必要である」と思う理由は。(設問2で「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答した方のみ)



	第1位	第2位
桑名市	行財政基盤の充実(77.8)	一体的整備の推進(55.6)
多度町	行財政基盤の充実(100.0)	専門的職員の確保・育成(66.7)
長島町	行財政基盤の充実(70.0)	専門的職員の確保・育成(50.0)
木曾岬町	(該当なし)	
北勢町	行財政基盤の充実、サービスの安定的供給(75.0)	
員弁町	行財政基盤の充実(87.5)	専門的職員の確保・育成(75.0)
大安町	行財政基盤の充実(84.6)	専門的職員の確保・育成(69.2)
東員町	行財政基盤の充実(88.9)	一体的整備の推進(66.7)
藤原町	行財政基盤の充実(100.0)	一体的整備の推進(66.7)
朝日町	行財政基盤の充実(88.9)	サービスの安定的供給、一体的整備の推進(55.6)
川越町	行財政基盤の充実(100.0)	広域的・計画的な実施(66.7)

	第1位	第2位
桑名市	行財政基盤の充実(71.4)	広域的・計画的な実施(55.9)
多度町	行財政基盤の充実(74.7)	広域的・計画的な実施(52.6)
長島町	広域的・計画的な実施(68.3)	専門的職員の確保・育成(51.7)
木曾岬町	行財政基盤の充実(75.7)	専門的職員の確保・育成(51.4)
北勢町	行財政基盤の充実(73.0)	専門的職員の確保・育成(51.0)
員弁町	行財政基盤の充実(84.2)	専門的職員の確保・育成(45.5)
大安町	行財政基盤の充実(64.9)	広域的・計画的な実施(49.4)
東員町	行財政基盤の充実(73.8)	広域的・計画的な実施(44.0)
藤原町	行財政基盤の充実(86.0)	広域的・計画的な実施(40.0)
朝日町	行財政基盤の充実(89.0)	専門的職員の確保・育成(50.0)
川越町	広域的・計画的な実施(68.8)	専門的職員の確保・育成(62.5)

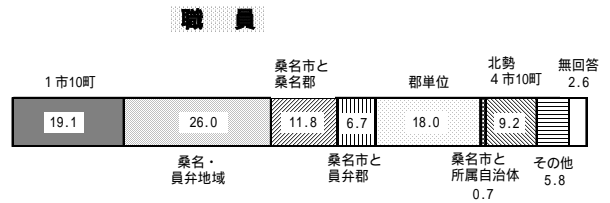
【設問 2 - 2】 どのような方法で、合併気運を醸成すべきか。(設問2で「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答した方のみ)



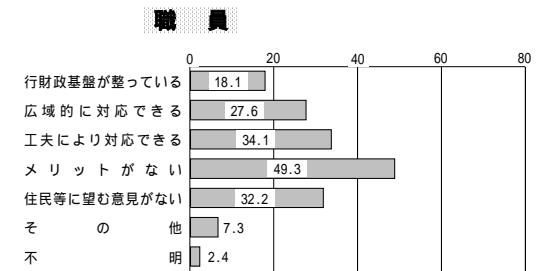
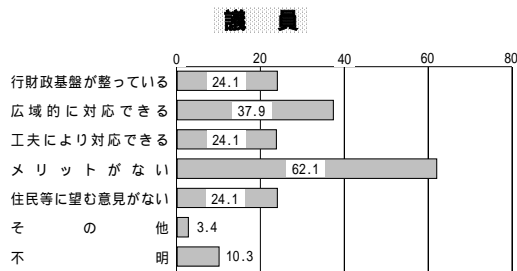
	第1位	第2位
桑名市	行財政の見通しの説明、メリット・デメリットの提示(61.1)	
多度町	行財政見通しの説明、メリット・デメリットの提示、意識調査や懇談会の実施(66.7)	
長島町	住民への情報提供(80.0)	行財政見通しの説明、メリット・デメリットの提示(61.1)
木曾岬町	(該当なし)	
北勢町	意識調査や懇談会の実施(75.0)	自主的に考える仕組みづくり、行財政見通しの説明
員弁町	住民への情報提供、意志表示、構想案の提示(62.5)	
大安町	行財政見通しの説明(76.9)	住民への情報提供(61.5)
東員町	住民への情報提供、メリット・デメリットの提示(66.7)	
藤原町	住民への情報提供(66.7)	自主的に考える仕組みづくり、メリット・デメリットの提示
朝日町	住民への情報提供、意志表示、構想案の提示(77.8)	メリット・デメリットの提示(55.6)
川越町	自主的に考える仕組みづくり(100.0)	意識調査や懇談会の実施、意志表示、構想案の提示(66.7)

	第1位	第2位
桑名市	メリット・デメリットの提示(64.9)	行財政見通しの説明(46.1)
多度町	メリット・デメリットの提示(69.5)	住民への情報提供(50.5)
長島町	メリット・デメリットの提示(76.7)	行財政見通しの説明(45.0)
木曾岬町	メリット・デメリットの提示(64.9)	住民への情報提供、行財政見通しの説明(43.2)
北勢町	メリット・デメリットの提示(51.0)	住民への情報提供、行財政見通しの説明(48.0)
員弁町	住民への情報提供(57.4)	メリット・デメリットの提示(51.5)
大安町	メリット・デメリットの提示(67.5)	住民への情報提供(44.2)
東員町	メリット・デメリットの提示(56.0)	行財政見通しの説明(54.6)
藤原町	住民への情報提供(62.0)	行財政見通しの説明、意識調査や懇談会の実施(50.0)
朝日町	メリット・デメリットの提示(61.0)	住民への情報提供(53.7)
川越町	メリット・デメリットの提示(68.8)	行財政見通しの説明(50.0)

【設問 2 - 3】 どのような合併形態が適切か。(設問2で「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答した方のみ)



【設問 2 - 4】 合併が「必要でない」と思う理由は。(設問2で「どちらかといえば必要でない」「必要でない」と回答した方のみ)

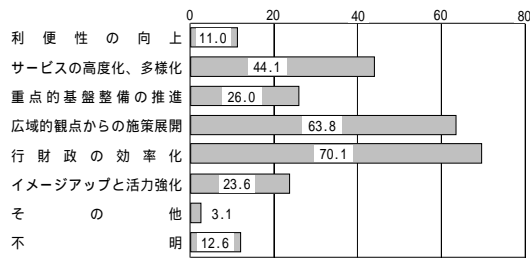


サンプル数が少ないために省略。

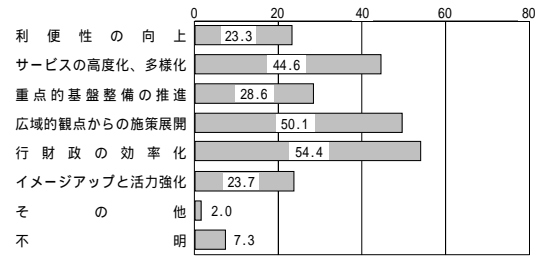
	第1位	第2位
桑名市	メリットがない(48.1)	工夫により対応できる(34.4)
多度町	工夫により対応できる(50.0)	メリットがない(46.8)
長島町	メリットがない(54.7)	広域的に対応できる(38.7)
木曾岬町	広域的に対応できる(52.4)	住民等に望む意見がない(47.6)
北勢町	メリットがない(61.3)	住民等に望む意見がない(48.4)
員弁町	広域的に対応できる(40.0)	行財政基盤が整っている、工夫により対応できる、メリットがない(30.0)
大安町	工夫により対応できる(43.6)	住民等に望む意見がない(41.0)
東員町	メリットがない(58.1)	行財政基盤が整っている、工夫により対応できる(30.6)
藤原町	工夫により対応できる(53.3)	メリットがない、住民等に望む意見がない(33.3)
朝日町	広域的に対応できる、メリットがない、住民等に望む意見がない(30.0)	
川越町	メリットがない(64.1)	行財政基盤が整っている(53.8)

【設問 3】 あなたは、一般的に市町村合併の効果がどんな点にあると思いますか。

議員



職員

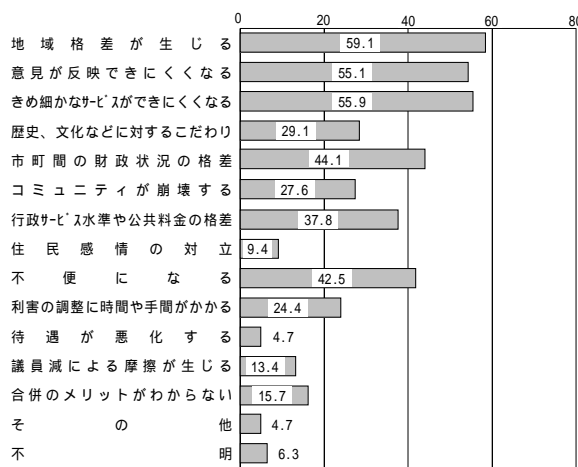


	第1位	第2位
桑名市	行財政の効率化(78.9)	広域的観点からの施策展開(68.4)
多度町	行財政の効率化、広域的観点からの施策展開(84.6)	
長島町	行財政の効率化、広域的観点からの施策展開(70.0)	
木曾岬町	行財政の効率化(50.0)	重点的基盤整備の推進(30.0)
北勢町	行財政の効率化(72.7)	重点的基盤整備の推進(63.6)
員弁町	行財政の効率化(100.0)	広域的観点からの施策展開(62.5)
大安町	広域的観点からの施策展開(68.8)	行財政の効率化(56.3)
東員町	行財政の効率化、広域的観点からの施策展開(70.0)	
藤原町	行財政の効率化、広域的観点からの施策展開(66.7)	
朝日町	行財政の効率化、広域的観点からの施策展開(66.7)	
川越町	広域的観点からの施策展開(66.7)	サービスの高度化・多様化、行財政の効率化(66.7)

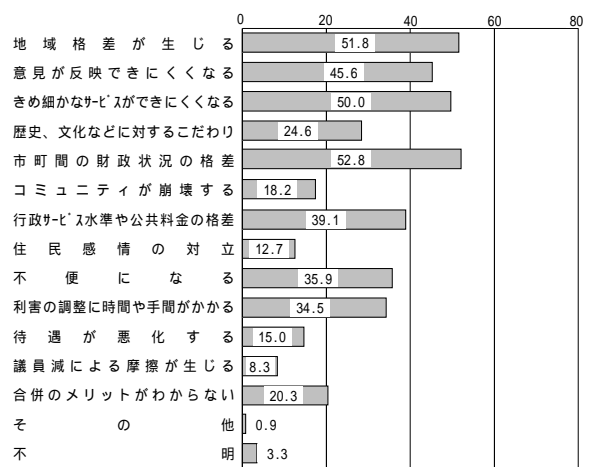
	第1位	第2位
桑名市	行財政の効率化(51.8)	広域的観点からの施策展開(50.8)
多度町	広域的観点からの施策展開(53.8)	行財政の効率化(52.5)
長島町	行財政の効率化(52.6)	広域的観点からの施策展開(47.4)
木曾岬町	行財政の効率化(69.0)	サービスの高度化・多様化、広域的観点からの施策展開(51.7)
北勢町	行財政の効率化(56.8)	サービスの高度化・多様化(52.3)
員弁町	行財政の効率化(61.6)	広域的観点からの施策展開(59.8)
大安町	行財政の効率化(57.9)	広域的観点からの施策展開(47.9)
東員町	行財政の効率化(55.9)	サービスの高度化・多様化(44.6)
藤原町	行財政の効率化(69.2)	広域的観点からの施策展開(43.1)
朝日町	行財政の効率化(68.5)	サービスの高度化・多様化(60.9)
川越町	広域的観点からの施策展開(47.7)	サービスの高度化・多様化(43.2)

【設問 4】 合併を進めるうえでの障害や合併について消極的になる理由は、

議員



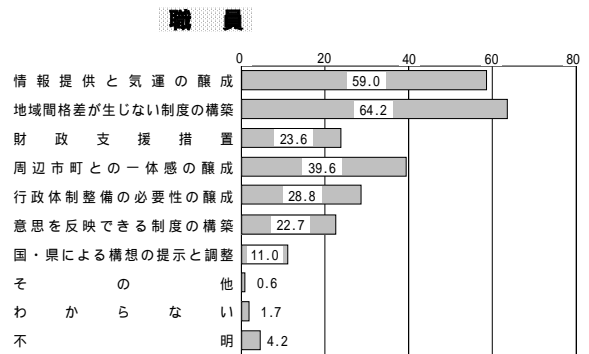
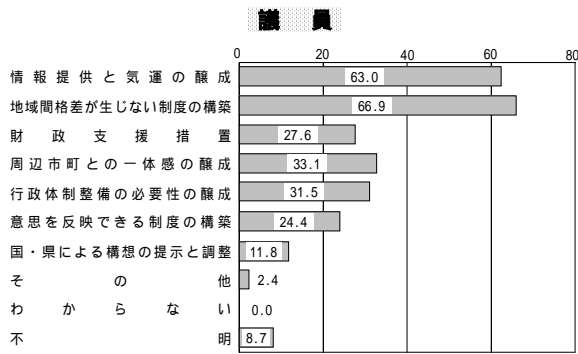
職員



	第1位	第2位
桑名市	歴史・文化などに対するこだわり、市町間の財政状況の格差(57.9)	
多度町	地域格差が生じる、意見が反映できにくくなる(61.5)	
長島町	地域格差が生じる(70.0)	意見が反映できにくくなる(60.0)
木曾岬町	意見が反映できにくくなる(80.0)	地域格差が生じる(70.0)
北勢町	地域格差が生じる(90.9)	きめ細かなサービスができにくくなる(72.7)
員弁町	地域格差が生じる、きめ細かなサービスができにくくなる(62.5)	
大安町	きめ細かなサービスができにくくなる(62.5)	不便になる(56.3)
東員町	意見が反映できにくくなる、行政サービス水準や公共料金の格差(80.0)	
藤原町	地域格差が生じる、意見が反映できにくくなる、不便になる(77.8)	
朝日町	きめ細かなサービスができにくくなる(83.3)	意見が反映できにくくなる(75.0)
川越町	市町間の財政状況の格差(66.7)	きめ細かなサービスができにくくなる、合併のメリットがわからない(55.6)

	第1位	第2位
桑名市	市町間の財政状況の格差(56.6)	地域格差が生じる(47.4)
多度町	地域格差が生じる(62.7)	意見が反映できにくくなる、市町間の財政状況の格差(53.8)
長島町	きめ細かなサービスができにくくなる(67.4)	意見が反映できにくくなる(62.2)
木曾岬町	地域格差が生じる(72.4)	意見が反映できにくくなる(53.4)
北勢町	きめ細かなサービスができにくくなる(55.3)	意見が反映できにくくなる(54.5)
員弁町	市町間の財政状況の格差(56.3)	地域格差が生じる(54.5)
大安町	きめ細かなサービスができにくくなる(60.3)	意見が反映できにくくなる(59.5)
東員町	地域格差が生じる、きめ細かなサービスができにくくなる(56.4)	
藤原町	地域格差が生じる(78.5)	意見が反映できにくくなる(60.0)
朝日町	きめ細かなサービスができにくくなる(68.5)	地域格差が生じる(60.9)
川越町	きめ細かなサービスができにくくなる(66.7)	意見が反映できにくくなる(61.3)

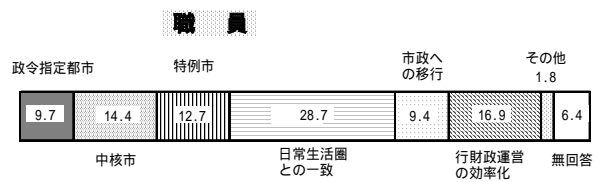
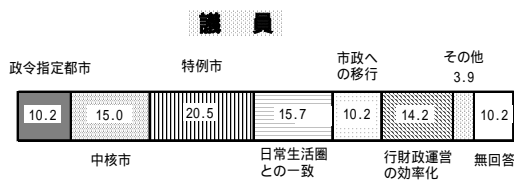
【設問 5】 合併を進めるために対応すべき点は、



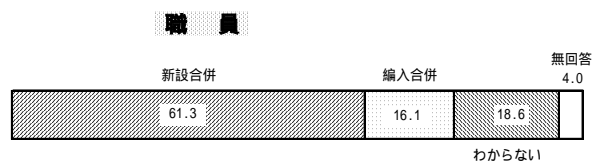
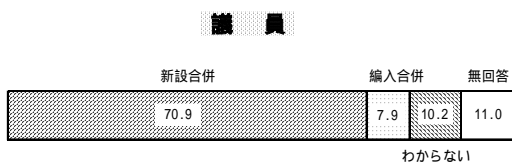
	第1位	第2位
桑名市	情報提供と気運の醸成 (73.7)	地域間格差が生じない制度の構築 (52.6)
多度町	地域間格差が生じない制度の構築 (84.6)	情報提供と気運の醸成 (61.5)
長島町	地域間格差が生じない制度の構築 (80.0)	情報提供と気運の醸成 (50.0)
木曾岬町	情報提供と気運の醸成 (40.0)	周辺市町との一体感の醸成 (30.0)
北勢町	地域間格差が生じない制度の構築 (81.8)	情報提供と気運の醸成 (54.5)
員弁町	地域間格差が生じない制度の構築 (81.8)	情報提供と気運の醸成、財政支援措置 (75.0)
大安町	情報提供と気運の醸成 (75.0)	地域間格差が生じない制度の構築 (62.5)
東員町	情報提供と気運の醸成 (70.0)	地域間格差が生じない制度の構築 (60.0)
藤原町	地域間格差が生じない制度の構築 (88.9)	情報提供と気運の醸成 (66.7)
朝日町	地域間格差が生じない制度の構築 (83.3)	情報提供と気運の醸成 (75.0)
川越町	地域間格差が生じない制度の構築、情報提供と気運の醸成 (55.6)	

	第1位	第2位
桑名市	地域間格差が生じない制度の構築 (59.9)	情報提供と気運の醸成 (58.8)
多度町	地域間格差が生じない制度の構築 (74.1)	情報提供と気運の醸成 (51.3)
長島町	情報提供と気運の醸成 (66.7)	地域間格差が生じない制度の構築 (60.7)
木曾岬町	情報提供と気運の醸成 (67.2)	地域間格差が生じない制度の構築 (65.5)
北勢町	地域間格差が生じない制度の構築 (67.4)	情報提供と気運の醸成 (62.1)
員弁町	地域間格差が生じない制度の構築 (72.3)	情報提供と気運の醸成 (63.4)
大安町	地域間格差が生じない制度の構築 (70.2)	情報提供と気運の醸成 (55.4)
東員町	情報提供と気運の醸成 (65.7)	地域間格差が生じない制度の構築 (61.3)
藤原町	地域間格差が生じない制度の構築 (83.1)	情報提供と気運の醸成 (55.4)
朝日町	地域間格差が生じない制度の構築 (69.6)	情報提供と気運の醸成 (55.4)
川越町	地域間格差が生じない制度の構築 (62.2)	情報提供と気運の醸成 (54.1)

【設問 6】 仮にあなたは合併を行うとした場合、どの目的による合併が望ましいと思いますか。



【設問 7】 仮にあなたは合併を行うとした場合、どの方式による合併が望ましいと思いますか。



平成 14 年 2 月 4 日、桑名市・多度町・長島町・木曾岬町・東員町の 1 市 4 町は、部課長で組織する「桑名地区市町合併研究会」による 5 回の協議を経て、より具体的な合併協議を進めるために任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）を設置し、その第 1 回会議が桑名市役所で開催されました。

桑名市・多度町・長島町・木曾岬町・東員町任意合併協議会規約（抜粋）

（設置）

第 1 条 桑名市、多度町、長島町、木曾岬町及び東員町（以下「構成市町」という。）は、構成市町の合併構想について調査、研究を行い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく合併協議会（以下「法定合併協議会」という。）の設置について検討するため、桑名市・多度町・長島町・木曾岬町・東員町任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 任意協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 合併の効果と課題についての調査、研究
- （2） 住民への情報提供と住民の意向聴取
- （3） 法定合併協議会設立についての調査、研究
- （4） その他目的達成に必要な事項

附 則

この規約は、平成 14 年 2 月 4 日から施行する。

任意協議会では、責任をもって、地域を次の世代に引き継ぐために、現状を把握するとともに、将来の地域をともに考える理念のもと、事務事業現況実態調査のほか、新市のランドデザインを作成し、合併に向けた研究を進めました。

会議は、構成団体の持ち回りにより 8 回開催されましたが、平成 14 年 10 月 4 日、2 町の離脱により、任意協議会は解散に至りました。

### 3 桑名市・多度町・長島町合併協議会の設置

#### (1) 桑名市・多度町・長島町合併協議会設立準備会

任意協議会の解散など、紆余曲折の末、1市2町による「合併特例法」に基づく合併協議会の設立に向け、首長会議において、合併に向けた意思確認を行い、部課長からなる準備会を開催しました。計5回の準備会では、規約の内容、協議会委員、組織体制、事業計画と予算などを取りまとめました。それと同時に、合併を推進する手続きにおいて、住民の理解と協力が不可欠であるとの認識のもと、個々の自治体による住民説明会が開催されました。

表 2-1 団体別住民説明会参加者数等

	期 間	会場数	参加者数
桑名市	平成 14 年 7 月 29 日 ~ 8 月 7 日	7 会場	2 1 1 人
	平成 14 年 10 月 25 日 ~ 11 月 10 日	18 会場	2 9 2 人
多度町	平成 14 年 11 月 13 日 ~ 12 月 12 日	22 会場	4 8 1 人
長島町	平成 14 年 11 月 16 日 ~ 12 月 8 日	7 会場	1 8 1 人

設置議案については、先進事例を参考として、できれば同一日に臨時議会を招集し、提出することとしました。

この時点において、議会サイドでも合併問題を自主的に研究しようとする動きがあり、桑名市では、23人の議員による「合併推進議員連盟」が設置され、多度町議会及び長島町議会では「合併問題調査特別委員会」が設置されました。

#### (2) 合併協議会設置議案の議決

合併協議会設置議案については、平成 15 年 1 月 28 日に 1 市 2 町が足並みをそろえ、臨時議会が招集、提案され、同日原案のとおり賛成多数で可決されました。

また、合併協議会の設置に伴う補正予算については、対等合併を前提に 1 市 2 町がそれぞれ均等に 1,980 千円を負担する補正予算をそれぞれ可決しました。(合併協議会の予算は、三重県補助金等を加え総額 10,191 千円) 同時に、地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の規定に基づき、各団体の公告式条例により告示がなされました。

表 2-2 議案と採決結果

議 案	桑名市	多度町	長島町
桑名市・多度町・長島町合併協議会設置規約について	賛成 2 3	賛成 1 5	賛成 1 3
	反対 3	反対 0	反対 1

#### (3) 合併協議会設置届出書

桑名市・多度町・長島町の各議会における合併協議会設置議案の議決を受けて、2月3日付けで、三重県知事に対して、首長の連名による設置届出を行いました。

総合第 38 号  
多合併第 39 号  
長総第 6248 号  
平成 15 年 2 月 3 日

三重県知事 北川正恭様

桑名市長 水谷 元

多度町長 鷲野 利彦

長島町長 平野 久克

桑名市・多度町・長島町合併協議会の設置について（届出）

桑名市、多度町及び長島町の 1 市 2 町では、新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、桑名市・多度町・長島町合併協議会を設置しましたので、地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、下記の書類を付けて届け出ます。

添付書類

1. 桑名市・多度町・長島町合併協議会設置理由書
2. 桑名市・多度町・長島町合併協議会規約（写し）